

【後期高齢者医療保険】

新型コロナウイルス感染症に伴う減免申請に関する Q&A

Q: 申請の受付期間はいつですか？

A: 令和3年7月15日(木)～令和4年3月31日(木)までです。

Q: 郵送での申請はできますか？

A: 可能です。郵送の場合は、申請者本人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の写しを添付してください。申請に必要なものを確認の上、「〒854-8601 諫早市東小路町7番1号 諫早市保険年金課 あて」送付してください。

Q: ホームページから様式を印刷できる環境がないのですが？

A: お電話いただければ郵送いたします。保険年金課までお問い合わせください。

Q: 窓口での申請手続きに、別世帯の人が行っても受け付けてもらえますか？

A: 委任状が無くても受付しますが、申請者本人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の写しを添付してください。また、保険料や世帯の状況などの具体的な説明ができない場合がありますのでご了承ください。申請に必要なものを確認の上、ご持参ください。

Q: 申請すれば、必ず減免になるのでしょうか？また、減免の決定までにどのくらいの時間がかかりますか？

A: 基準に応じて免除の審査をするため、必ずしも減免になるとは限りません。また、必ずしも全額減免されるとは限りません。申請受付後、長崎県後期高齢者医療広域連合にて審査があります。審査終了後、減免決定通知等が送付されるまで1～2ヶ月程度かかる予定です。受付件数によっては審査が遅れる可能性があります。

Q: 「主たる生計維持者」とは？

A: 国の財政基準通知では、「世帯の主たる生計維持者」とは、基本的に「その者の属する世帯の世帯主」を指すものとして対応することとなっています。

ただし、世帯の収入実態によっては、世帯主以外の後期高齢者医療保険被保険者とすることができる場合がありますので、詳しくはご相談ください。

Q: 世帯主変更や世帯分離等をした場合はどうなりますか？

A: 後期高齢者医療保険の保険料算定基準日であるR3. 4. 1時点で世帯主である方が、申請できます。

この日より後に世帯主変更や世帯分離をしたときは、申請が却下される場合があります。

Q: 減免対象期間の既に納付された保険料は還付されますか？

A: 遡って減免を行うので、既に納付された保険料については、減免額を還付します。口座振替で納付されている方については、減免前の金額で引き落とされる場合があるため、ご了承ください。なお、減免決定後還付が判明した場合は、郵送で案内します。

Q: 令和3年度分だけでなく令和2年度分も申請したいのですが、申請できますか？

A: 令和2年度の申請は受け付けを終了しております。ただし、令和3年4月以降に普通徴収(口座振替・納付書払い)の納期限が設定される保険料については、対象となります。

Q: 昨年より収入額は減ったが、令和2年中の所得が0円やマイナスであった場合も、減免になりますか？

A: 所得が0円やマイナスの場合は、減免額も0円となります。減免にはなりません。

Q: 新型コロナウイルス感染症が原因ではないが収入が減りました。減免になりますか？

A: 対象にはなりません。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響とは、緊急事態宣言や自粛要請など感染拡大防止のための措置による経済への影響を指します。新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合(昨年中の離職、転職等が減収の主な原因など)を除き、新型コロナウイルス感染症の影響と判断します。

Q: 廃業や失業がわかる書類とはどういうものですか？

A: 廃業届や退職証明等を提出してください。

Q: 「事業収入等」とは、どういった収入が含まれますか？

A: 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のことです。年金収入や雑収入、株取引による収入の減少は対象外です。

Q: 収入とは源泉徴収票のどの部分ですか？

A: 収入金額は「支払金額」欄です。給与所得金額は「給与所得控除後の金額」欄、年金所得金額は源泉徴収票に記載がありません。給与や年金の所得金額が不明な際は空欄でも提出可能です。収入のみ記入をしてください。

Q: 確定申告書の控えが無い時はどうすればよいですか？

A: 申告を提出した税務署や諫早市役所市民税課にお問い合わせください。

様式「事業収入等の申告書」の「同意事項」欄に✓を入れた場合は、申告書の写しの添付が省略できる場合があります。

Q: 申請に必要な給与明細をなくした又は廃棄している場合はどうすればいいですか？

A: 発行元に再発行を依頼してください。

Q: 令和3年中の収入見込額はどのように算出すればよいですか？

A: 申請者自身で算出することとなります。算出方法については、直近までの帳簿や給与明細書等により、年間を通じた収入の見込額を算出するなどの方法が考えられます。各々のご事情によるため、下記の計算事例を参考に記入してください。

例1) 1月から申請月までの収入額の平均などから算出する

例2) 1月から6月までの収入額を2倍する 等

Q: 来年になって実際の令和3年中の収入実績と減免申請時に算出した見込額が異なっていた場合は減免の取消になりますか？

A: 申請時点での見込みで判断します。

ただし、不正などにより、収入を過小に見込んで申告していたと認められる場合は、再判定となります。

Q: 令和2年中の所得申告がまだ完了していません。減免申請はできますか？

A: 未申告の場合は減免額の計算をすることができないため、減免申請の受付はできません。令和2年中の所得申告がお済みでない場合は、確定申告など所得申告後、減免申請をしてください。

Q: 収入や所得がわかる書類は、世帯全員分必要ですか？

A: 全員分は不要です。主たる生計維持者の収入や所得がわかる書類を令和2年分と令和3年分の2ヶ年分を添付してください。